

SMBC
三井住友銀行

二子玉川支店

〒158-0094
東京都世田谷区玉川2丁目24番9号
TEL 03-3700-5621 (代)

桜新町支店

〒154-0015
東京都世田谷区桜新町1丁目14番14号
TEL 03-3426-3131 (代)

一步先行く 貴重な農地(緑地)を
組合員と共に保全し
環境維持に貢献します 畑のちから

**手ぶらで通える体験農園
都会の
ファーマーズスクール**




体験農園お問合せ
TEL 03-3428-5211

JA 世田谷目黒
東急田園都市線 桜新町駅北口前

MIZUHO みずほ銀行
One MIZUHO

〈みずほ〉は、
サステナビリティへの取り組みを通じて、
豊かな環境、経済・産業・社会の
持続的な発展・繁栄に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



●ご相談は、みずほ銀行 自由が丘法人部へ。

みずほ銀行 自由が丘法人部

〒152-0035 東京都目黒区
自由が丘1-29-9
TEL.03-3718-4315



パ欧
ン風
屋手
さ作
んり



高級レストラン・ホテル御用達

世田谷区中町4-24-1 (中町小学校となり)
Tel 03-3705-2868
open 8:30~19:30 close 日・月曜日

玉川だより 令和3年9月30日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作/玉川納税貯蓄組合連合会 広報部 電話03(3709)9181



東京 2020 大会練習会場となった駒沢公園

撮影/小川写真館 小川祐一郎

玉川だより

第127号
令和3年9月30日
玉川納税貯蓄組合連合会

目次

新任署長着任挨拶・官公庁異動情報	2	各部だより	10
第68回定期総会 令和3・4年度役員紹介	3	協賛企業広告	11
令和3年度 事業実施計画	4	今こそ食事でも免疫力アップ プランツ&レストラン「Bikaku-shida」	12
令和3年度 行事予定表	5	税務署からのお知らせ	13~15
東京納税貯蓄組合総連合会総会 会長ご挨拶	6	区役所からのお知らせ	16
作文表彰作品	7~9	都税事務所からのお知らせ	17
		協賛企業広告	18~20

署長着任のごあいさつ



玉川税務署長
吉田 憲司

この度の人事異動により、東京国税局課税第二部資料調査第二課長から転任してまいりました吉田です。前任の宮部同様、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

秋山会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴連合会におかれましては、例年「中学生の税についての作文」の募集活動を通じての租税教育の推進、「税を考える週間」における街頭キャンペーンによる広報の実施、更には、「電子申告利用・消費税完納推進宣言式典」によるe-Taxの利用推進並びに消費税の期限内完納・振替納税の推進を図られるなど、多岐にわたる事業活動に熱心に取り組んでこられました。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業活動が制限されることとなりましたが、皆様方の活動は、地域社会の発展にも重要な役割を果たすものであり、その熱意ある活動に対しまして深い感謝と敬意を申し上げますとともに、どうか今後も引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が導入されます。これは、登録事業者のみが適格請求書を交付することができる制度で、本年の10月1日から登録申請書の受付が開始されます。

また、税務手続きの電子化につきましては、利便性向上や普及促進に向け、様々な取り組みを進めてきたところですが、スマホ申告やキャッシュレス納付手続きは、未だ普及の余地が大きい状況にあります。

インボイス制度、スマホ申告並びにキャッシュレス納付の普及定着に向けて、更なる広報・周知に取り組んでまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、玉川納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、役員並びに会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

玉川納連 第68回 定期総会

令和3年5月28日(金)午後2時より、尾山台商栄会商店街振興組合 地下会議室にて第68回定期総会が行われました。

<総会>

現在、新型コロナウイルス感染防止の観点から、感染防止対策を万全に講じ縮小しての定期総会となりました。

木村副会長のもと、議長席には秋山会長が就き、議事は滞りなく進行しました。署名人の選任、第1号議案から第4号議案(令和2年度事業報告・収支決算承認の件)及び第5号議案(任期満了に伴う役員改選の件)の全てが承認されました。

来賓祝辞では玉川税務署長宮部様よりご挨拶賜りました。

令和3年度は新役員でスタートいたします。一日も早くこの事態が終息し、平穏な生活を取り戻せるよう心から願い、閉会となりました。

今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

広報担当副会長 村上妙



写真：小川祐一郎 撮影

令和3年・4年 役員ご紹介

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

会長	秋山 とし子
副会長 (総務部)	和田 康 弘
副会長 (財務部)	秋山 美 奈
副会長 (研修部)	小川 祐一郎
副会長 (渉外部)	木村 高 章
副会長 (青年部)	小 館 洋
副会長 (女性部)	渡 邊 あつ美
副会長 (広報部)	村 上 妙
監 事	大塚 澄 子
監 事	菅 田 輝代志
名誉会長	岡 部 貫 一
顧 問	安 藤 武 彦
顧 問	市 川 具 徳

官公庁異動情報

玉川税務署 (令和3年7月10日付)

役 職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
署長	宮部 国輝 (東京国税局 査察総括一課長)	吉田 憲司 (東京国税局 課税二 資料調査二課長)
副署長(管理運営・徴収・法人)	佐々木 裕司 (東京国税局 調査一 特別調査官)	花田 孝幸 (東京国税局 総務 税務相談 主任相談官)
副署長(総務・個人・資産)	長尾 欣 (金沢国税局 特官総合 指定特官)	坂 紀幸 (名古屋国税局 課税一 資産 補佐)
総務課長	藤岡 久美子 (留任)	藤岡 久美子 (一)
管理運営 第1部門統括官	置田 博之 (留任)	置田 博之 (一)
管理運営 連絡調整官	久保 麻紀子 (玉川税務署 資産課税第2部門 統括官)	—
管理運営 総括上席徴収官	—	吉川 栄子 (大月税務署 管理運営総括上席徴収官)
管理運営 第1部門上席国税徴収官	櫻井 昌彦 (渋谷税務署 管理運営第1部門 上席国税徴収官)	佐藤 勇二 (杉並税務署 管理運営第1部門 上席国税徴収官)

東京都世田谷都税事務所 (令和3年4月1日付)

役 職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
所長	栗原 哲治 (中央都税事務所長)	諏訪 公二 (新宿都税事務所長)
副所長兼総務課長	大石 義勝 (留任)	大石 義勝 (一)
総務課 課長代理(相談広報担当)	西川 林太郎 (留任)	西川 林太郎 (一)

世田谷区役所 (令和3年8月現在)

役 職	旧 (氏名・転出先)	新 (氏名・旧所属)
財務部長	小湊 芳晴 (退職)	工藤 郁淳 (会計管理者)
課税課長	古川 雅也 (財務部副参事)	北 はやと (財務部経理課契約係長)
課税課 管理係長	林 恵理子 (留任)	林 恵理子 (一)
納税課長	平原 将利 (保健福祉政策部国保・年金課長)	成瀬 浩 (世田谷保健所生活保健課環境衛生施設係長)
納税課 管理係長	荒井 茂 (納税課管理係)	尾野 聰始 (保健福祉政策部副参事)

令和3年度 事業実施計画

自 令和3年4月1日～至 令和4年3月31日

基本方針

玉川納税貯蓄組合連合会は、国家繁栄の礎である租税の適正公平な課税と徴収の確保のため、各税務官庁・税務関係協力団体からのご支援・ご協力を得ながら、期限内納税の推進及び納税道義の高揚を目的として下記に掲げた各事業に取り組むとともに、会活動の活性化・財政基盤の安定化を推し進めるため、組合員の増強並びに地元の商店街、区民との交流を積極的に図っていきたくと考えております。

令和3年度の事業計画においては、令和2年度に引き続き、滞納未然防止のための期限内納税・振替納税・電子申告等の更なる利用促進のための普及活動を充実させるため、令和2年度に立ち上げたホームページを効果的に活用するほか、各種事業活動を通じ、玉川地域の商店街振興組合や商店会との関係をさらに発展させてまいります。

また、未だ新型コロナウイルス感染症の終息が判然としない状況下ではありますが、実施可能な事業につきましては、感染防止対策を万全に講じた上で取り組んでまいります。

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| ① 滞納未納防止のための期限内納税、振替納税の促進キャンペーン | ⑦ 青年部、女性部基盤強化 |
| ② e-Tax、eLTAX の利用推進と普及活動に実施 | ⑧ 研修会、講演会の実施 |
| ③ 個人番号(マイナンバー)制度利用促進 | ⑨ 会報「玉川だより」発行による情報提供の拡大推進 |
| ④ 中学生に対する租税教育の推進 | ⑩ ホームページを通じての情報提供 |
| ⑤ 税を考える週間の各商店街への啓蒙活動 | ⑪ 財源確保のための事業の実施 |
| ⑥ 電子利用・消費税完納推進式典の実施 | |



11/16(月)尾山台振興会商店街のご協力にて、毎年開催している「税を考える週間」キャンペーンを規模縮小して開催いたしました 尾山台振興会商店街の皆様 ご協力いただきありがとうございました

玉川納税貯蓄組合連合会 2021年度行事予定表

自 令和3年4月1日～至 令和3年11月30日

月	日	曜日	事業名	実施場所
4	9	金	東総連 会計監査	東総連事務局
	13	火	正副長会	玉川町会会館 2階
5	13	火	理事会	玉川町会会館 2階
	11	火	正副長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	13	木	東総連 役員選考委員会	上野精養軒
	13	木	東総連 第1回正副長会	上野精養軒
	13	木	東総連 第1回常任理事会	上野精養軒
6	28	金	玉川納税貯蓄組合連合会 第68回定期総会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	8	火	正副会長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	17	木	東総連 第2回正副長会	上野精養軒
	17	木	東総連 第66回定期総会	上野精養軒
	17	木	東総連 懇親会	上野精養軒
7	下旬		中学生の「税についての作文」応募依頼	各中学校訪問
	13	火	東総連 第2回正副長会	上野精養軒
	13	火	東総連 青年部・女性部合同会議	上野精養軒
	13	火	東総連 青年部・女性部合同研修会	上野精養軒
	13	火	正副会長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	13	火	理事会	未定
	中旬		広報部 玉川だより127号 企画会議	未定
	28	水	東総連地区連合会長及び地区連福祉共済部長合同会議	上野精養軒
	下旬		玉川税務署新任幹部との意見交換会	玉川総合支所 玉川区民会館
	8	5	木	東総連地区協議会当番地区連合会長及び同企画指導部長合同会議
9	10	火	正副会長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	下旬		広報部 玉川だより127号 校正会議	未定
	下旬		理事会	未定
	3	金	東総連リーダー会議	上野精養軒
	14	火	正副会長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	上旬		中学生の「税についての作文」回収	各中学校
	中旬		青年部・女性部合同 日帰りバス研修会	未定
	下旬		税についての作文審査会	玉川税務署
	下旬		理事会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	26	日	広報部 玉川だより127号 配送作業	ティーエーシー
10	4	月	東総連「税についての作文」審査会	上野精養軒
	12	火	正副長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	12	火	理事会	
	中旬		三署連連絡協議会	世田谷納税貯蓄組合連合会 主催
	中旬		尾山台フェスティバル	尾山台ハッピーロード
11	下旬		城南地区協議会	
	9	火	正副長会	尾山台商栄会商店街振興組合 事務所
	初旬		税を考える週間 花束作成作業	未定
	初旬		税を考える週間 キャンペーン	未定
	中旬		中学生の「税についての作文」最優秀作品 展示	玉川高島屋
	中旬		納税表彰式 式典	未定
	中旬		中学生の「税についての作文」優秀作品表彰式	未定
	19	金	東総連青年部・女性部バス研修会	未定

東京納税貯蓄組合総連合会（東総連）

第65回 定期総会に出席して

令和3年6月17日
上野精養軒にて

第65回定期総会が令和3年6月17日(木)上野精養軒で開催されました。

新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、規模を縮小しての開催となりました。

総会では、近藤議長が就き、議事は滞りなく進行しました。第1号議案から第7号議案(任期満了に伴う役員任期選任の件)の全てが承認され、近藤会長のもと新役員とともに令和3年もスタートいたしました。

東総連は昭和31年の創設以来、各地区連合会と緊密な連携の下、税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進や租税教育の充実に取り組んでまいりました。

近藤会長を中心に今後も組織基盤強化と税の普及啓発など納貯活動の充実拡大に取り組んでいく

所存でございます。

現在、日本国内のみならず、世界が新型コロナウイルスの猛威に直面しております。私たちの生活、経済、産業を取り巻く不安な状況の中、各納連の方々とも協力しながら、危機的状況を乗り越えて、いままでの活気ある玉川納連を更に目指していこうと決意改め、閉会となりました。

玉川納税貯蓄組合連合会
会長 秋山 とし子



ご挨拶

玉川納税貯蓄組合連合会
会長 秋山 とし子



去る令和3年5月28日、尾山台商栄会商店街振興組合 地下会議室で開催されました第68回定期総会にて、第5号議案(任期満了に伴う役員改選の件)で承認され、引き続き、会長を再任となりました。多くの会員の皆様のご信任をいただいたことについて、心からの御礼を申し上げます。微力ながら会の為に尽くしたく存じますので、何卒引き続きご指導、ご協力賜りますよう、心からお願い申し上げます。

税知識の普及と納税思想の高揚を基調に納期内納税の推進や租税教育の充実に取り組んでまいりました。新体制の基、今後も組織基盤強化と税の普及啓発など納貯活動の充実拡大に取り組んでいく所存でございます。

現在、日本国内のみならず、世界が新型コロナウイルスの猛威に直面しております。私たちの生活、経済、産業を取り巻く不安な状況の中ですが、組合員、商店街の皆様方とも協力しながら、危機的状況を乗り越えて、よりよい方向を目指してまいりますので、尚一層のご協力をいただければ幸いです。

引き続き、2年間どうぞよろしくお願い申し上げます

令和2年度 中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、最も大切な事業活動の一つです。私共も玉川税務署管内の10校から846編もの応募をいただきました。

コロナ禍の状況を鑑み、昨年度は選考会を開催せず、9月14日～23日に選考委員個別に対応し、厳選する審査をしました。数多くの優秀な作品の中から、38編の入賞作品が決定、昨年に賞状及び副賞の贈呈は、受賞者の各学校に送付させていただきました。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました学校関係者の皆様、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所、東京税理士会玉川支部の皆様にご心より御礼申し上げます。

中央図書館



高島屋 連絡地下通路



上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	檜村 璃子	税を識り創る未来	東京国税局長賞
世田谷区立玉川中学校	鈴木 心彩	情けは人の為ならず、巡り巡って己がため	東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	保田 葉月	私たちが支える税制度	東京納税貯蓄組合連合会 会長賞
世田谷区立用賀中学校	小澤 可愛	人生をつなぐ税	玉川税務署長賞
聖ドミニコ学園中学校	渡邊 杏	税について知ることの大切さ	玉川税務署長賞
世田谷区立尾山台中学校	棚橋 獅隆	収入とそれに伴う税金	玉川納税貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
聖ドミニコ学園中学校	小森 文子	フィンランドから考える日本の税金	世田谷都税事務所長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	今井 すず	税の使い道	世田谷区長賞
世田谷区立用賀中学校	土屋 釉	見えないところでの繋がり	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)

東京国税局長賞 『税を識り創る未来』

東京学芸大学附属世田谷中学校
三学年 櫛村 璃子

今年の夏、私は課外活動で民間のビジネス立案プログラムに参加した。私達のグループでは、やりたい事があっても金銭的な理由で諦めてしまっている人達をターゲットにしたビジネスを展開すると決まった。具体例として、「やりたい事」には企業、開業や移住、留学、進学などをあてはめ、既にどんな事業があるのか市場規模を調べていた。その時に、国が行っている政策がいくつも見つかった。

例えば、東京にいる人が地方に移住し、そこで起業すると、最大三百万円が支援金として給付される。留学、進学については、給付型、返済型など色々な形で奨学金を受けることができる。私は国が税金で多くの政策をとり、支援している事に驚いた。税収による国の財力で行われる政策に勝てるビジネスは難しいとして私達は大きくプランを変更した。この時の衝撃が大きかった私は、帰宅後も税の使われる先や国の政策について調べ、それらが大変興味深い事なのだと知った。

今、私は中学生で義務教育を受けており、その費用は殆ど全て税金で賄ってもらっている。税金の恩恵を全身に受けていると感じるが、私個人の勝手なイメージとして、大人になれば、税を払う側に回る為、税の恩恵を受ける機会が減るだろうと考えていた。勿論、公共サービスなどは変わらず受けることができるが、目に見える実感が無くなるのではと思っていた。例えば自分に将来子供が居なかったら、税を払うことに少しの不満さえ抱

いてしまうのではないかも感じていた。

しかし、今回国の様々な政策を調べた事で、私の思い込みは完全に払拭された。厚生労働省の「生活を支えるための支援のご案内」というサイトを見た時は、一部の政策であるはずなのに、その多さと丁寧さに驚いた。私が知らなかっただけで、大人や子供に関わらず、困っている国民に対し、国は手を差し伸べてくれているのだと知り、浅かった自分の税についての知識と理解度を反省した。

と言いつつも、私達学生が払ったことがあるのは消費税だけで、税に対する理解もイメージもぼんやりしている人は多いと思う。私も自分で調べるまではそうだった。大事な事は、税の使われ方をしっかりと知った状態で社会人になることだと思う。税金は社会を成り立たせる為に必要不可欠で、いわば「社会経済の米」と私はたとえたい。自分が税として提供した米が、誰の口に入っているのかわからないまま差し出し続けるのは不満だろう。どうせなら気持ちよく払いたい、と私は思う。

税の仕組みを理解し、使われ方を知り、有効活用してくれる議員を選ぶ。これが出来れば、自分がどれほど税に支えられて生きてきたのか、そしてこれからもお世話になる事を実感することができ、より良い社会形成に繋がっていくだろう。私達も将来社会に出てその一翼を担う上で、社会の全てに関係性を持つ「税」をしっかりと学んでいきたい。

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞 『情けは人の為ならず、巡り巡って己がため』

世田谷区立玉川中学校 三学年 鈴木 心彩

私たちが今、あたり前の様に笑って過ごしている日々が私たちが年をとっても必ずしも訪れるのでしょうか。老化し働けなくなっても私たちは日本で生きることができます。それは税金があるからです。人が倒れた時、迷わず救急車を呼べる。火事が起こった時、何も躊躇せず消防署に助けを求めることができる。これは私たちにとってはあたり前のことです。ですが、これは税金のおかげであり、感謝すべきことなのです。ここでも誰か一人の幸せが守られます。

私たちは、学校に通っています。色々な事に興味を持ち、疑問を抱き、それについて学べる。そこで友達ができ、いつもの雑談や鬼ごっこができる。本を読みたい時は、図書館へ行って自分の好きな本を無償で借りれる。思い切り体を動かしたい時、公園で心置きなく走ることができる。私たちは、様々な方法で、学び成長できています。そこで沢山の繋がりが生まれ、ここでも誰かの幸せが守られます。

私が今あげた例は全て、私たちが納めた税金によって成り立っています。ですが、近年税率が上がったり、コロナ禍などによって税金についての様々な意見が出てきました。私たち学生が税金と直接かわかるのは買い物の時くらいでしょう。まだまだ知らないことが沢山あります。ですが、身近な大人が税金についてちょっとした不満

の声を漏らしているのを聞いたことがあるかもしれません。しかし、私たちがそれに飲み込まれてはいけません。悪い面に執着し、そのままにしてはいけません。私が払う、あなたが払う10%の税金で、今、誰かが生きています。誰かが笑顔になっています。自分が払った税金が、他の誰かが納めた税金とで大きくなり一人の生活を支えています。そして、私たちが老化し、働けなくなった時、私たちは生きることができます。なぜなら、他の誰かによって支えられているからです。一人では無力の私たちが日本の皆と協力し、一人を救う。そしてその恩はいつか自分に返ってくる。顔の知らない誰かと協力しています。これはすごいことだと思いませんか?そして最後には自分が生きていくための架け橋となる。

「情けは人の為ならず、巡り巡って己がため」ということわざは「情けは相手の為だけではなく、自分の為でもある」という意味があります。納税をしたその手は、誰かに差し伸べる手であり、自分を引き上げる手です。この手のありがたさと、力の強さをもっと知るために私たちはもっと税の知識を身につける必要があります。もっと知り、この手を誇りに思い、国を、あの人を、そして自分の幸せを守り、掴み取りましょう。

東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞

『私たちを支える税制度』 東京学芸大学附属世田谷中学校 三学年 保田 葉月

今まで私は、税に対する認識を誤っていた。税とは国や地方が政策を実施するために私たちから徴収するお金だと思っていたのだ。

厳密には、これは間違っていない。確かに交通網や充実した社会保障制度が設けられているのは、私たちが納める税金のおかげだ。

しかし税の役割には、この「財源調達機能」のほかに、「所得再分配機能」「経済安定化機能」といったものも存在するのだ。このことを私は最近の公民第一回目の授業で習って初めて知った。恥ずかしながら、これまでの私はその意味も知らず税を払っていたことになる。

よく「世の中は経済力だ」と言われる。現在に至るこの歴史の中でこの世界を回してきたのは、いつの時代も間違いなく経済力である。貨幣経済が生まれ、市場経済が発達してからの長い間、資産を持った人々が世の中を支配してきたと言っても過言ではない。そしてその条理に従って経済力の弱い人々が苦しい生活を強いられてきたというのは、誰もが知っている話だ。

「所得再分配機能」とは、簡単に言えば、この格差を解消するためのものだ。多く儲けを出している人ほど所得税・法人税を多く納め、それを政府が預かってまた社会にサービスという形で提供することによって、最終的な国民の利益をなるべく均等にしているのである。

また、どんな時期であろうと全ての国民が決まった額の税金を払

い続けることで、「経済安定化」を図ることができる。例えば現在、世界中で新型コロナウイルスが蔓延し、日本もその影響を大きく受けて消費が落ち込んでいる一方で、税金だけは毎日変わらず回っている。その税金で一律十万円給付の制度ができ、少しは各家庭の家計にも余裕が生まれた。

私はこれらの考え方を理解していなかったので、税金は納めた分に比例して返ってくる、対価交換のものだと思っていた。おそらく、私以外にもそれを期待して税制度や増税に疑問を覚える人は多いのではないだろうか。

けれど、改めてよく考えてみると、富のばらつきを均すことも半永久的に経済を動かし続けることも、日々の暮らしに密接に関わっていることなのだと私は思う。いつか急に事故に遭って、働くことができなくなったら。税制のない日本でコロナが起こっていたら。きっと私たちは、生きる術をなくし途方に暮れてしまうだろう。補助金を受け取る制度などない状況下で会社は次々に倒産し、日本全体が不況に陥ってしまう可能性だってある。

また、そんな特別なことでなくても、今私がこのように社会制度について知り、自分の考えを持ち、文章にすることができるのは税金によって教育が保障されているおかげだ。この制度がなければ、裕福な家庭に生まれた特定の人しか社会で活躍できる場を与えられないのである。それではいい国とは言えない。

税は、身近なところで私たちの暮らしを支えてくれている。

総務部より

日頃より玉川納税貯蓄組合連合会の運営にご協力いただきありがとうございます。コロナ感染拡大に伴い、イベント等が全て中止となっております。また私たちの生活にも影響が出てきております。こうした社会の危機的状況を地域住民の方々と乗り越え、出来ることから交流を更に深め、多くの方に啓蒙活動を一層励んで参ります。引き続き会員・役員の皆様にはご協力の程、よろしく願いいたします。

総務部担当副会長 和田 康弘

財務部より

新型コロナウイルスの影響もあり、思うような活動が行えない状況のなかですが、新会員のご加入も進んでいる状況です。

一団体の年会費5,000円～をもとに、都・区からの補助金、尾山台フェスティバル参加(今年度は中止)などで活動費を捻出しております。限られた予算のなか、会員皆さまの多大なご協力のお陰で、有意義な活動が行われております。

納税者として税に興味を持ち、キャンペーンや研修会などを通して税に関する様々なことを多くの地域の方々と一緒に考えていく企画も検討しております。

このような納税貯蓄組合の活動にご賛同いただける新しい会員の皆さまをお待ちしておりますので、是非お知り合いの方々にお声掛けをお願いいたします。組合は2名以上の賛同者で発足できます。詳細につきましては財務部会までご連絡いただければと存じます。

財務部担当副会長 秋山 美奈

研修部より

国税庁と納税貯蓄組合連合会の共催事業である中学生の「税についての作文」は、租税教育推進の一環として毎年多くの中学校にご協力いただき感謝申し上げます。

今年は7月8日～7月12日に、玉川税務署様、玉川間税会様(「税の標語」応募)、東京税理士会玉川支部様(租税教室開催)、そして当納連(「税についての作文」応募)より近隣中学12校に現在の状況を鑑み、配送にてお願いいたしました。

感性豊かな中学生の作文、今年も更なる素晴らしい作品を大いに期待しております。

研修部担当副会長 小川 祐一郎

渉外部より

昨年度は縮小や中止となりました11月に予定されています「税を考える週間」、来年2月予定の「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典及びキャンペーンを開催予定です。平穏な日々が一日も早く戻りますようお祈り申し上げます。

商店街、地域の皆様、お世話になりますが、ご協力の程よろしく願いいたします。

渉外部担当副会長 木村高章

青年部・女性部より

本来9月は青年部・女性部と共催する「バス研修」、10月は「尾山台フェスティバル」でしたが、コロナ感染拡大に伴い、今年も中止となりました。

いつもご好評いただき、楽しみにしていたイベントを開催出来るよう、一日も早いコロナ収束を願い、来年こそは皆様と笑顔でイベントに集える事を祈念しております。

青年部担当副会長 小館 洋・女性部担当副会長 渡邊 あつ美

広報部より

昨年度は、コロナの影響により初めて「玉川だより」を休刊しました。今年度は何とか！との思いで、記事は縮小となりますが127号を発刊できました。これも皆様、各金融機関様のご協力の賜物と感謝いたします。

各商店街参加型の特集・誌面作りでご好評いただいておりますので、次号は多くの組合員、地域の皆様方に『玉川だより』と『ホームページ』をお届けし、商店街の活性化、税務署、都税事務所、区役所等の情報の発信源、このような時だからこそ、玉川地域のパワーあふれる誌面作り、さらなる周知を拡げていく所存でございます。よりよい誌面となりますよう広報部一同、一丸となって頑張っております。どうぞご意見ご希望などお寄せくださいませ。

広報部担当副会長 村上 妙

介護付有料老人ホーム **アルタクラスセ ニ子玉川**



〈アルタクラスセニ子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

0120-33-5943
TEL:03-5797-5144 FAX:03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21
e-mail : altaclasseft@saint-care.com

 **セントケア東京株式会社**

新たな出会い・つながり・ひろがりをお大切にする、
東京シティ信用金庫です。



 **東京シティ信用金庫**

玉川支店 世田谷区中町5-31-14
電話 03(3704)8211

今こそ食事でも 免疫力アップ!

二子玉川にある、ちょっとユニークな隠れ家レストラン
プランツ&レストラン

「Bikaku-shida」

免疫力アップにおすすめのメニューをご紹介します。

免疫力UP!
Bikaku-shida
オススメメニュー



インドネシア発祥!
栄養満点
「アボカドジュース」

国内流通 0.6%の
希少ラム使用
「ヘルシーラムカレー」

その他にも...
店内では人気メニュー「発酵食品の麹を使用した」鶏の塩麹焼き」
をお楽しみいただけるほか、インドネシア料理に欠かせない
「サンバルソース」も販売中です。

ここはインドネシア料理&和
食の今話題の観葉植物「ピカク
シダ」を楽しめるユニークなレ
ストランです。

インドネシア料理は、ナシゴ
レン、ミーゴレンが有名ですが、
500以上もの異なる民族とも
に暮らす多様性は他に無いユニークな特長そのままに料理も民族毎
に美味しい料理が数多くあります。その料理を3ヶ月毎にご紹介す
る予定です。

料理だけに留まらずレストランを媒体としてインドネシアの情報
発信の場でもあります。インドネシア大使館との関係は深く、経済、
文化、ファッション、旅行などの情報が全て手に入れることができ
ます。また、母体である株) JPNusantara では、今後インドネシ
アからの技能実習生の受け入れ機関としての部署を構築、安心して
実習生が学べる環境を整えていく準備を進めています。世界一の親

日家であるインドネシアと世
田谷と友好関係を結んでいき
たい、その発信基地としてこ
のレストラン(会社)を位置
づけています。

是非、ホットなインドネシ
アを知ることと美味しい料理
とプランツを楽しみにいらし
てください。



インドネシア料理には欠かせない代謝UPアイテム 「サンバルソース」のちょっと意外な使い方

- ・鶏のから揚げ
- ・ポテトフライ
- ・焼き魚
- ・お好み焼き
- ・ディップソースとして

サンバルソースって? インドネシア料理で欠かすこ
とのできない万能辛味調味料です。インドネシアの
食卓には無くてはならない存在、調味料としてだけ
でなく、付け合わせて食す事も多いです。
免疫力アップ! 辛 × 旨「辛味」は発汗作用で汗をか
き、食欲増進に欠かせません。スパイスは免疫力を
高め、免疫力をあげる最適な機能がたっぷりありま
す。美味しく体を健康に! 元気に過ごしましょう!

辛いのが苦手な人はマヨネーズと
混ぜるとまろやかに♪

ナシゴレンだけじゃない! 食べたらやみつき! インドネシア料理

- ・ソトベタウィ (たっぷりの牛肉と野菜
をココナッツで煮込んだスープ)
- ・サテ (インドネシア焼き鳥)
- ・TAFU (揚げ豆腐ともやしの炒め物)

※インドネシア料理店
「ソトベタウィ宮本」監修



Plants & Restaurant 「Bikaku-shida」

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 4-14-17

TEL 03-6751-1700

営業時間 10:00~22:00 (通常営業時)

18:00~20:00

定休日 不定休

HP <http://jp-nusantara.com> (準備中)



BIKAKU_SHIDA

コロナ期間中は
完全予約制

ネットで 便利に納税証明書

国税庁



令和3年7月から、納税証明書の申請から受取までの手続きをご自宅やオフィスで完
結できるようになります。

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って簡単な操作でできます。

①インターネットで請求(来署不要)



e-Tax を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書請求
データを作成します。

「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択
し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※ 送信及びe-Tax のメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードな
どの電子証明書が必要です。

※ 納税証明書を作成後、e-Tax のメッセージボックスに発行準備が整った
旨を通知します。

②PDFファイルで受取



e-Tax のメッセージボックスにスマートフォンやパソコンで
アクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した
後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、何度でもお使いいた
できます。

③自分で印刷



ダウンロードした電子納税証明書(PDF)ファイルは、自宅やオフィ
スのプリンターから印刷ができます。

また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷する
こともできます(印刷サービスの利用には別途料金がかかります。)

電子納税証明書(PDFファイル)は、何枚でも印刷してお使
いただけます。

(注) 電子納税証明書(PDFファイル)の提出方法については、あらかじめ提出先に確認してください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



e-Tax

検索

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請 受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



- [e-Taxソフト(WEB版)],[e-Taxソフト(SP版)]をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

2021.7

「インボイス制度」 ってナニ?

■ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

■ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」 ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
A税率	40,000円	消費税 5,200円
B税率	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用・国外事業者用)
- ・適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書
- ・適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも 誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載(随時掲載) ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➡ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100名 (先着順)	無料 (通信費用は実費となります。)

説明会サイトへ



世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

新型コロナウイルス感染症拡大防止 ～非対面・非接触による納付のご案内～

◇口座振替

口座から自動引き落としができます。各期(年4回)ごとか、全期前納(年1回)を選べます。

①区内金融機関(窓口)にある「口座振替依頼書(複写用紙)」で直接申込

通帳と届出印及び納税通知書を金融機関窓口を持参のうえ、お手続きください。

②口座振替受付サービスによる手続き

区役所納税課窓口で、キャッシュカードと本人確認書類でその場で手続きできます。

③区へはがきを郵送する方法

納税課、くみん窓口・出張所・まちづくりセンターにある「口座振替依頼書(はがき)」に必要事項を記入・押印のうえ郵送してください。区が手続きを代行します。

◇モバイルレジ

スマートフォンで納付書のバーコードを読み取り、納付ができます。

・「モバイルレジ」のアプリをダウンロードしてください。

・表面にバーコードのある30万円以下の期限内納付書が使えます。

◇インターネット上でのクレジット納付(別途、決済手数料がかかります)

「Yahoo!公金支払い」のサイトから、クレジットで納付ができます。

・インターネットの「Yahoo!公金支払い」から、カード番号等入力してください。

・表面に確認番号がある100万円未満の期限内納付書が使えます。



証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行できます。課税(非課税)証明書は直近1年度、納税証明書は直近2年度の発行が可能です。

事業者の方へ

従業員(アルバイト、役員など)の住民税は、特別徴収として毎月の給与から控除したものを納入いただきます。特別徴収は、年税額を12回に分けて徴収のため1回あたりの額は少なくなります。

税額の計算は区が行いますので、所得額計算や年末調整は不要です。また、常時10人未満の事業所は、納期の特例申請により区への毎月納入を年2回にすることができます。

制度の内容や手続きなどの詳細は、納税課収納・税証明係(電話 03-5432-2197)まで。

私たちのまち 世田谷に「ふるさと納税」

ふるさと納税は、地方の特産品をもらえるだけの制度ではありません。自治体へ寄附をすることで、そのまちをよくする仕組みです。

日本各地の魅力的な返礼品がもらえるというイメージが強い“ふるさと納税”。

しかし、この制度はもともと寄附を通じて自分の故郷やゆかりのある自治体を応援するために創設された制度です。世田谷区では、様々な取組みや基金の中から寄附の使い道を選択していただくことで、寄附を通じた“ふるさと世田谷”への応援を募っています。

■税の使い道は自分で選ぶ!

世田谷区民の方も、世田谷区に寄附をすることができます。皆さんが興味のある取組み、後押ししたい!と思う分野に寄附をした後、確定申告等により税金の控除を受けることは、税の使い道を、一部ですが、選択したことにつながります。

ふるさと納税の影響で!

【区民税減収額の推移】

H27: 2億6100万円

R2: 56億2472万円



お住まいの自治体の減収による住民サービスの低下の影響は、住民全体で被ることになります。

■寄附の使い道

玉川にぎわい創出プロジェクト

玉川総合支所・区民会館は旧庁舎の解体及び新庁舎の建築工事を行い、令和3年1月から新庁舎での業務を開始しました。

医療的ケア児の笑顔を支える基金

日常的にたんの吸引や経管栄養等が必要な医療的ケア児支援の取組みを進めていきます。

他にも | 子ども、福祉、みどり、文化・芸術、災害対策、国際交流、学校施設等...



たくさんのご寄附、ありがとうございました!



※区の見込みや寄附の申込は区HPから。区HPトップ画面から「ふるさと納税」で検索!

【お問い合わせ先】世田谷区経営改革・官民連携担当課ふるさと納税対策担当 電話: 03-5432-2190

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

住宅建替え中でも固定資産税・都市計画税(土地)の住宅用地の特例が受けられます!(23区内)

毎年1月1日に住宅の敷地になっている土地(住宅用地)は、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例により、税負担が軽減されています。既存の住宅を取り壊し、1月1日に住宅を新築中の土地や建替え予定地は、原則として住宅用地の特例が適用されませんが、23区内では所定の要件すべてに該当する場合は、申告により住宅用地の特例が継続して受けられます。

<令和4年度向け該当要件>

①令和3年1月1日現在、住宅用地であったこと

②令和4年1月1日現在、住宅の新築工事に着手していること

(令和4年1月1日までに住宅の新築について建築主事または指定確認検査機関が確認申請書を受領していることが確認でき、かつ、3月末日までに着工した場合も、同様に取り扱います。なお、事前審査のための確認申請書は該当しません。)

③住宅の建替えが、令和3年1月1日における建替え前の住宅の敷地と、同一の敷地で行われていること

④住宅の建替えが令和3年1月1日における建替え前の住宅の所有者と、同一の者により行われていること

※要件の詳細については、土地が所在する世田谷都税事務所(土地班)へお問い合わせください。

自動車税種別割の減免更新申立書の提出をお忘れなく!

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、10月初めに「自動車税(種別割)減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して11月1日(月)までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は令和4年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。



東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066
平日 9時~17時(土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く)





100周年 感謝を込めて

これからも皆さまとともに



用賀支店

TEL:(03)3700-7126

〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

等々力支店

TEL:(03)3701-1141

〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1

玉川支店

TEL:(03)3708-1281

〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、
地域の発展に奉仕する
「お客様応援企業」
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151(代)
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156(代)
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181(代)
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511(代)
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611(代)
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851(代)
駒沢支店 桜新町出張所	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541(代)

お客様応援企業をめざす 城南信用金庫

あなたの街のパートナー

共立信用組合

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

この街の“ホームドクター”、しばしんが豊かな暮らしを応援します。

SHIBASHIN
 芝信用金庫

尾山台支店 等々力2-18-13 ☎3704-5121 (代)

桜新町支店 桜新町2-1-5 ☎3429-2331 (代)

深沢支店 深沢1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>